

戦後改革期における生活改善普及事業と婦人会

誌名	農林業問題研究
ISSN	03888525
著者名	中間,由紀子 内田,和義
発行元	富民協会
巻/号	45巻1号
掲載ページ	p. 108-113
発行年月	2009年6月

農林水産省 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター
Tsukuba Business-Academia Cooperation Support Center, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council
Secretariat



戦後改革期における生活改善普及事業と婦人会

— 島根県を事例に —

中間由紀子 (鳥取大学大学院連合農学研究科)

内田 和義 (島根大学生物資源科学部)

Promotion Services for Home Living Improvement and Women's Associations in the Postwar Reform Era: A Case Study on Shimane Prefecture

Yukiko Nakama (United Graduate School of Agriculture Sciences, Tottori University)

Kazuyoshi Uchida (Faculty of Life and Environmental Sciences, Shimane University)

Promotion services for home living improvement were established after the war as a measure for improving the status of women in rural areas. This measure was implemented through home living improvement groups under the guidance of home advisers. With respect to the formation of home living improvement groups, the Ministry of Agriculture and Forestry had developed a policy that excluded the use of existing organizations such as women's associations.

The objective of the present study is to elucidate the relationship between the promotion services

for home living improvement and women's associations in Shimane Prefecture, where the policies of the Ministry of Agriculture and Forestry were not adhered to.

Our findings are summarized as follows.

Shimane Prefecture executed promotion services for home living improvement under the original policies. The formation of groups was implemented through women's associations, who contributed to the development of promotion services for home living improvement.

1. はじめに

戦前の農村女性は家やムラの中で非常に低い地位に置かれ発言や行動の自由を認められない存在であった。そのような状況も戦後徐々に改善され、農村女性は緩やかにではあったが自由や主体性を獲得していった。女性の地位の向上に寄与した施策の一つに生活改善普及事業がある。当事業は「生活改善実行グループ活動を通じて」農村女性の「生活に希望」をもたらしたとされている¹⁾。

生活改善普及事業に関しては生活改良普及員(以下、生改善普及員と略)²⁾と生活改善実行グループ³⁾(以下、生改グループと略)の活動に関する研究が中心である。これに対して市田知子は事業の主管であった農林省の「生活改善の理念」について考察している⁴⁾。市田は、農林省の理念は「合理性」、「農家婦人の地位向上」、「農村民主化」という三つの言葉に

象徴されるとした。農林省の「最終目標」は「生活技術」の普及による「生活経営」の合理化と「同時にそれを通じて「農家婦人の地位向上」、「農村民主化」に寄与すること」にあったとしている。

市田はさらに農林省の理念が地方自治体でどのように受容され実践されたのかについて山口県を事例に考察している⁵⁾。山口県では、「普及事業や試験研究が、人的な面も含め、農林省と密接なつながりをもっていった」ため、農林省の理念に沿った事業が行われた。事業の中核である生改グループは、婦人会などの既成の組織に頼らず、有志によって自主的に結成されなければならないとされた。「農村民主化」への寄与という農林省の理念に沿った指導方針であった。しかし県の方針に沿って同志型の生改グループが結成されると、生改グループと婦人会の間に深刻な対立や軋轢が生じる場合があった。市田は

婦人会と対立した「弥生グループ」の例を紹介している。ただし対立の原因については言及していない。市田は生改グループと婦人会との関係性は、「講組型社会」か「同族型社会」かで異なるのではないかと示唆している。「講組型社会」および「同族型社会」について説明はしていないが、文脈からして前者が西日本に、後者が東日本に相応するものと思われる。

別稿⁹で我々は山口県と同じ西日本に属する鳥取県をとりあげ生改グループについて考察した。すなわち生改グループの育成、婦人会との関係、婦人会との対立の様相及びその原因について考察した。鳥取県も農林省の理念に沿って事業を展開した。農政担当の幹部は農林省の出身であった。山口県と同様に生改グループは婦人会などの既存組織を利用せず、有志によって結成されるべきであるとされた。県の方針に沿って生改グループが結成された結果、生改グループと婦人会の間に深刻な対立が生じる場合があった。その原因は編成原理に起因する両組織の性格の違いによるものであった。対立は地域内の人間関係を悪化させ、生改グループの活動を停滞させた。

本稿では、山口県および鳥取県に隣接する島根県を事例に、生活改善普及事業と婦人会の関わりについて考察する。後述するように、島根県は農林省の方針を忠実に受け容れるということはず、独自の方針によって事業を展開しようとした。本稿ではまずその方針について明らかにする。そしてなぜ独自の方針をとったのか、さらにはどうしてそうした方針をとることができたのかも考察することにしたい。

2. 農林省の生活改善普及事業の理念

農林省の生活改善普及事業の理念については市田の研究⁷がある。市田の研究を参照しつつ政策立案者の生活改善に対する理念について考察する。

1948年に開始された協同農業普及事業は、GHQが農村民主化のために推し進めた改革の一つである。農業改良、生活改善、青少年育成の3つの事業で構成されていた。生活改善普及事業の主管は農林省農業改良局普及部に設置された生活改善課であった。初代生活改善課長には文部省から大森松代が迎えられた。農林省初の女性課長であった。大森はアメリカへの留学経験があった。民主主義や個人主義をよく理解していた。課長をはじめとする職員が多くが高等教育機関で家政学を学んだ女性であった⁹。

大森は「第一回生活改善に関する懇談会」⁹（1948年11月30日）で、「組織的なものを用いると」「従来の国防婦人会のやうになる」として既存の組織を利用して生活改善を行うことに否定的見解を示した。

既存の組織とは婦人会のことである。大森は「はじめは何処までも個々の人達を対象とし、そこから自分自身で組織の力をつくり上げるところまでゆきたい」と述べた。自主的に結成された組織によって生活改善を行うべきだという考えであった。

農村の婦人会は一部の例外を除いて戦争末期に解散するが戦後すぐに再結成される¹⁰。GHQは日本の民主化と婦人解放の方向に逆行するものとして、地域婦人会の再編・強化を否定し、従来のような網羅的な組織が再建されないよう指示した。しかし婦人問題解決のための諸施策の受け皿としてGHQがいうような自主的な婦人団体の育成は現実的には困難だと判断した文部省は、婦人会の再編成によって施策の展開を図ろうとする。また各地方自治体も中央からの通達を徹底させるために地域婦人会の復活・再生を強力に後押しした¹¹。

戦後も婦人会の幹部は名望家の婦人が中心であった。婦人会は戦前の「御用団体的体質」¹²を継承していた。そのため大森は婦人会を利用すると「国防婦人会」のようになると危惧したのである。国防婦人会は「ファッション的な婦人団体」¹³であり、民主主義という概念の対極にある組織であった。これに対して、生活改善普及事業の最終目標は「農村民主化」にあった。「農村民主化」を実現するためには、戦前の性格を色濃く残す婦人会に頼ることは避けねばならなかったのである。

上司として大森を支えたのが、農業改良局長の小倉武一であった¹⁴。小倉は1951年4月5日に開催された「第2回全国農業改良普及員実績発表大会」において、「指導者に盲従」しないで「自主性」をもって行動する農民、すなわち「考える農民」を育成することが農村民主化の「根底をなす」と述べた¹⁵。農民の主体性を重視するという点で小倉と大森の考えは一致していた。「考える農民」という言葉は、その後、普及事業のスローガンとなっていく。

「農村民主化」への寄与、「考える農民」の創出という理念の下、生活改善普及事業が各都道府県で開始される。当初は生改普及員が担当地区を満遍なく巡回して啓蒙指導を行った。しかし、啓蒙指導では

「成果を積み上げていくことができないという反省」が生じる。1951 年 7 月、農林省は生活改善の推進方策として濃密指導方式を打ち出す。濃密指導方式とは、「意欲のあるところを重点的に指導し、そこに生活改善グループを育成して普及活動の拠点」とする方法であった。生改グループは「上からの組織としてではなく、自発的に任意に農民によって作られるべきである」とされた¹⁶⁾。「自発的」、「任意」という文言から、個人の主体性を重視した政策立案者の理念が生改グループの育成方針に反映されていることがわかる。

実施主体の各都道府県では、事業を遂行するための方針が打ち立てられる。山口県においては、生活改善の目標として「生活文化の育成向上」、「農業生産の増大」、「家庭生活の民主化」の 3 つが掲げられた¹⁷⁾。事業の中核を担う生改グループについては「婦人会や農協婦人部のように地縁に基づく上意下達のための集団ではなく、目的を同じにする者によって自主的に結成される集団である」とされた¹⁸⁾。鳥取県においては「農業の改良発展」と「生活の向上」を事業の目的とし、農民自身の生活改善に対する「自覚」が重視された¹⁹⁾。生改グループは「農村生活を改善する意欲をもった同志の自主的な集まり」であり、「部落又は町村の全員が個人の意志を無視して網羅的に結合されたり」、「他の目的をもつて結合された団体」を「そのまま改善クラブ」にしてはならないとされた²⁰⁾。両県における事業方針および生改グループの育成方針は、農林省の理念に準じたものであることがわかる。ただし、農林省の理念は全国一律に受容され、実践された訳ではない。冒頭で述べたとおり、島根県では独自の方針がとられ、事業が展開されるのである。

3. 島根県における生活改善普及事業と婦人会

(1) 生活改善普及事業の方針

島根県で生活改善普及事業が開始されるのは 1951 年である。鳥取県の事業開始から 1 年後のことである。業務を担当したのは、経済部農業改良課に設置された生活改善係であった。経済部長および農業改良課長は農林省の出身ではなかった。戦後改革期に農業改良課長を務めたのは、沢井辰治郎(1950 年 3 月～1951 年 3 月)、三島五郎(1951 年 3 月～1951 年 8 月)²¹⁾、三代良信(1951 年 8 月～1959 年

7 月)²²⁾の 3 名で、それぞれ周吉郡(現・隠岐郡)、松江市、簸川郡の出身であった。生活改善係は、男性係長の下、職員の半分を女性が占めた。現場で指導に当たった生改普及員はすべて女性であった²³⁾。

農業改良課は業務を開始するにあたって「第一に正しい生活理念の確立と生活意識の昂揚と言う所謂啓蒙と第二に種々の生活技術を徐々に改良して行くこと」が「島根県生活改善の目標」²⁴⁾だとした。生活に対する意識改革や生活技術の改良に重点が置かれていた。特に重視されたのは生活技術の改良であった。当時の担当者も生活改善の「目標」は農家の「所得向上」や生活技術の改良によって「生活の質を高める」という現実的な問題の解決にあったと述べている²⁵⁾。島根県の生活改善事業の目標は、農林省が目指した「農村民主化」の実現や「考える農民」の創出という理念の追求ではなく、農家生活の合理化を目的とした生活技術の改良にあったのである。

生活改善普及事業の受け皿が生改グループである。鳥取県では集落内の既存の組織に頼るのではなく、有志による自発的なグループを育成するという方針がとられた。農林省の理念に沿った方針であった。山口県も同様であった。これに対し島根県では「部落団体に基礎をおいた生活改善グループを育成」という方針がとられる²⁶⁾。「部落団体」とは集落の全戸が加入することを義務付けられた組織のことである。生改グループのあり方について生活改善係長の桐原正義は次のように述べている。

生活改善グループが真に農民の全生活を改善しようとするグループであれば、無理をして点々と人を求めて作るような同好会式のものではなく、仲間とともに住んでいる生活集団である部落から出発すべきであろう²⁷⁾。

生改グループは「同好会式」のものではなく「部落から出発すべき」であるとしている。「無理をして」という文言に、現場を熟知する地方役人の、当時ともすれば机上の理想論に流されがちであった中央官僚への暗黙の批判が隠されていた、とみるのは穿ちすぎであろうか。いずれにしても島根県の方針が個人の自発性を重視した農林省のそれとは大きく異なっていたことだけは確かである。こうした認識はもちろん現場の生改普及員にも共有されていた。例えば福岡久美野は次のように述べている。

まず会合を発足しようと思えば、広く部落に呼

びかけ、社会的了解を得た上で、会合の主旨を知ってもらい、座談会、発表会、実演等あらゆる方法で独善に陥らない社会性のある仕事の取り組み方が大切である²⁸⁾。

鳥取県では、生改普及員はまず有志に働きかけた。これに対し鳥根県の生改普及員はまず「広く部落に呼びかけ」ることが大切であるとしている。「部落から出発すべき」とする生活改善係長桐原の意見と一致している。

当時、鳥根の農村で有志のみで何か活動を行うことは難しいことであった。名家家層を頂点とした「封建的」な支配構造が残っていた。個人の析出を許さない「社会的強制力」が残存していた。そのため少数の有志だけでの活動は「熱意だけで目的に到達出来る可能性はあったにしても多くの困難」をとまなうことが予想された²⁹⁾。有志によってグループが結成され活動が行われた場合、グループと「部落」の間に深刻な対立や軋轢が生じる可能性があった。そのため啓蒙の段階から「部落団体」である「婦人会と密接な関係を持ち」³⁰⁾、婦人会を基盤にグループ育成を行うのである。

なぜ鳥根県では鳥取県や山口県とは異なり独自の方針をとりえたのであろうか。その主要な要因として農政担当の幹部が農林省の出身ではなかったということがあげられる。農林省の方針に忠実であった山口県と鳥取県の農政担当の幹部は、農林省の出身であった。他方、鳥根県の農政担当の幹部は、農林省の出身ではなかった。前述したように農業改良課長は全て県が採用した地元の人間であった。生活改善係長も同様であった。彼らは農林省とのしがらみがなかったためか、農林省の方針に必ずしも忠実ではなかった。「農村民主化」を実現するという理念の追求ではなく、生活技術の改良というリアリズムに徹した方針をとった。鳥根の農村の現実に精通していたためであった。それは生改普及員の派遣方法にも示されている。鳥根の農村は保守的で閉鎖的であるとされている。「一般に農村社会は、封建的であるといわれるが、本県においては、特にこの傾向が濃厚である」と当時の普及担当者が指摘している³¹⁾。農村の閉鎖性を考慮し、生改普及員は受け入れられやすいように出身地に派遣された³²⁾。地域のさまざまな情報を持っているということも普及員としての活動にプラスに働いたであろう。地元へ派遣された

生改普及員は、婦人会を通して指導を行っていく。

(2) 生活改善普及事業と婦人会

鳥根県では1951年から52年にかけて啓蒙指導が行われる。農村女性の生活に対する意識を変革するとともに生改普及員の存在を知らしめるためであった。啓蒙指導は婦人会を通して行われた。当時指導に当たった生改普及員は「婦人会を対象に「生活改善とは」という主旨について述べるなど普及事業啓蒙活動として、お座敷回りの会合がほとんど」であったとしている³³⁾。生活改善の内容について説明する際には「只話ただけでは何も役立たないのので、「各種の会合に表とか実物を作って展示」するなどの工夫がなされた³⁴⁾。生改普及員が地元の出身者であったためか、婦人会は普及員に対して協力的であった。生改普及員は、婦人会の会員から「先生と呼ばれて大事にされ」、会合で話をして欲しいと要請されることもあった。生改普及員と婦人会の間に軋轢や対立が生じることはなかった³⁵⁾。

生改グループの育成が開始されるのは1952年からである。生改グループの育成は婦人会を通して行われた。生改普及員は、啓蒙指導の段階で生活改善に意欲を見せた婦人会に対して重点的に指導を行い、グループ結成を援助した。婦人会側もそれに応え、次々と生改グループが結成された。生改グループの結成は、婦人会がそのまま生改グループになるという方式であった³⁶⁾。そのため両者の間に対立が起こるといふことはありえなかったのである³⁷⁾。

鳥根方式によって結成された生改グループに「わかば会」(松江市竹矢町上竹矢)³⁸⁾がある。「わかば会」は上竹矢婦人会によって結成された生改グループである。全23戸から1名ずつ参加していた。会長をはじめ成員の多くは姑層であった³⁹⁾。グループ結成のきっかけは、上竹矢婦人会の上部組織である竹矢地区婦人会と農業改良課より保存食の研究をすすめられたことであった。当時、上竹矢の農家は1戸当たり1~2町の水田を所有し、二毛作を行っていた。その上酪農も行っており、農繁期の忙しさは尋常ではなかった。特に女性は、農業労働に加え、炊事などの家事労働もこなさなければならなかった。忙しさのため炊事の時間を十分に取ることが出来ず、食事の内容は単一で栄養の偏ったものになった。過重労働と栄養不足は体重の減少や体力の低下を引き起こした。病気になる者も現れた⁴⁰⁾。農繁期の度に病

人が出るという状態を改善するためには栄養不足を解消する必要があった。上竹矢婦人会の会員達は「如可にして簡易にして且つ栄養を取るべきかと頭をなやまして」いた。そこへ地区婦人会と農業改良課から「保存食について、研究してみないか」とすすめられたのである⁴¹⁾。1954年9月、上竹矢婦人会は保存食のモデル地区となる。「ふりかけ」、「塩昆布」、「大豆そぼろ」などの「保存食の共同調理」を行い、保存食の研究に積極的に取り組んでいく⁴²⁾。

上竹矢婦人会を指導した生改善普及員は橋本マサヨである。1953年に生改善普及員となり、松江地区を担当していた。橋本は松江市の出身であった。どの地区の婦人会の活動が活発であるかということを知っていた。橋本は竹矢地区婦人会に接触し指導するようになる⁴³⁾。

「わかば会」のリーダーであった小川緑は次のように述べている。

竹矢地区本会の身近かな問題から生活改善を解決しようと会長様のご主旨でまづ婦人会服の着用、婚礼の土産の裾分廃止、病気見舞返し廃止、会長のおごり制度廃止、などに協力し、私達も足もとの事から、一步一步前進して、生活改善に心がけようとしてゐた⁴⁴⁾

生活の簡素化や悪しき慣習に関する竹矢地区婦人会の提案は下部組織である部落婦人会によって実施された。なかでも上竹矢婦人会は、安達里江会長の下、生活改善に熱心に取り組んだ⁴⁵⁾。多くの部落婦人会の中から保存食のモデル地区として選ばれたのはそのためである。

上竹矢婦人会の会員は、地区婦人会の活動や保存食のモデル地区の経験を経て、「今までの長い習慣の無駄の多い事や時代にあわない事が多い」ことに気づき、「何か私たちの手で、力で改善する事は出来ないだろうか」と強く考へる様になる。ちょうどその頃、橋本普及員から「保存食の会を進展させて新生活運動のクラブ活動をやってみないか」とすすめられる。「最初には願つても無い好きだとは思いつゝ、あまりにも責任の重大さにモデルになるなど」と躊躇する。しかし、「橋本先生のお心のこもつた御指導と、会員の熱意の集結の末」グループの結成を決意する。1955年4月1日、上竹矢婦人会23名により「わかば会」が誕生する⁴⁶⁾。安達婦人会長らのすすめで小川緑が「わかば会」のリーダーと

なった。「わかば会」は、共同炊事などの活動を行い、島根県を代表する生改グループへと発展していく。

4. おわりに

島根県は独自の方針によって生活改善普及事業を実施した。事業の最終目標は生活技術の改良によって生活を合理化することにあつた。啓蒙指導および生改グループの育成は参加強制型の組織である婦人会を通して上から行われた。個人の主体性の重視、「農村民主化」への寄与という農林省の方針とは大きく異なっていた。

島根県が独自の方針を取りえた要因の一つに、農政担当の幹部が農林省の出身ではなかったということがあげられる。農林省とのしがらみがなかったため、独自の方針を取ることが出来たのである。農業改良課長は地元の農家出身であり、島根の農村の事情に精通していた。農家の生活は都市の生活と比べると衣食住すべてにおいて貧しく遅れていた。「農村民主化」という理念の追求よりも、生活技術の改良という喫緊の課題を優先する必要があつたのである。

婦人会を利用して上から事業を実施しようとしたのは迅速に事業を遂行するためであつた。また農村の現実を直視すると「農村民主化」は時期尚早であつた。当時の農村には名望家層を頂点とした支配構造が残っていた。名望家層の婦人が幹部を務める婦人会を無視し、有志がグループを結成することは困難であつた。そのことを考慮し、「婦人会と密接な関係」を持ちながら事業を推し進めたのである。もしも有志グループを育成することによって事業を推し進めたならば、山口や鳥取のようにグループと婦人会の間に深刻な軋轢や対立が生じたであろうことは間違いない。事業の進展に支障をきたしたはずである。

県の方針に従い、生改善普及員は婦人会を中心に啓蒙指導や生改グループの育成に当たつた。婦人会は生改善普及員の指導を受けながら生活改善に積極的に取り組み、生改グループを結成した。「わかば会」はその典型例である。「わかば会」は、上竹矢地区の部落婦人会によって結成された生改グループであつた。事業が婦人会を通して行われたことにより、生改善普及員および生改グループと婦人会の間に対立は生じなかつた。婦人会は、生活改善普及事業の受け皿となり、事業の発展に貢献したのである。

- 注 1) 天野寛子『戦後日本の女性農業者の地位』ドメス出版, 2001, 333頁.
- 2) 生改善員(生活改善専門技術員を含む)の活動に関する研究としては, 前掲天野『戦後日本の女性農業者の地位』, 大門正克「生活を改善すること」(『山梨県史研究』第11号, 2003), 安井真奈美「村の暮らしを改善する」(『山口県史研究』第14号, 2006)などがある.
- 3) 生改グループの活動に関する研究としては, 天野寛子「戦後の農家の生活改善について」(『昭和女子大学女性文化研究所紀要』第15号, 1995), 庄司俊作「戦後山間地における生活改善運動と農村女性の自立」(『社会科学』第56号, 1996), 安井真奈美「農村女性にとっての生活改善とは」(『山口県史研究』第15号, 2007)などがある.
- 4) 市田知子「生活改善普及事業の理念と展開」, 『農業総合研究』第49巻第2号, 1995.
- 5) 市田知子「戦後改革期と農村女性」, 『村落社会研究』第8巻第2号, 2001.
- 6) 中間由紀子・内田和義・伊藤康宏「生活改善実行グループと婦人会—鳥取県を事例に—」(『農村生活研究』第52巻第1号, 2009).
- 7) 前掲, 市田(1995).
- 8) 同上, 9~10頁.
- 9) 『第一回生活改善に関する懇談会記録』, 農林省農業改良局普及部, 1948, 16頁, 農林水産省図書館所蔵.
- 10) 伊藤康子「戦後地域婦人団体の育成過程(上)」, 『歴史評論』第371号, 1981.
- 11) 『日本近代教育百年史 社会教育(2)』国立教育研究所, 1973, 1077~1114頁.
- 12) 一番ヶ瀬康子編『共同討議 戦後婦人問題史』, ドメス出版, 1971, 64頁.
- 13) 千野陽一『近代日本婦人教育史』, ドメス出版, 1979, 292頁.
- 14) 『農林省広報aff』第2巻第9号, 農林弘済会, 1971年9月, 40~43頁.
- 15) 『小倉武一著作集』第5巻, 農山漁村文化協会, 1981, 331頁.
- 16) 『普及事業二十年』, 協同農業普及事業二十周年記念会, 1968, 14頁, 農林水産省図書館所蔵.
- 17) 前掲, 市田(2001), 27頁.
- 18) 同上, 30頁.
- 19) 『農村生活改善クラブの育成について』鳥取県農業改良課, 1952, 10頁, 鳥取県立図書館所蔵.
- 20) 同上, 3~4頁.
- 21) 『鳥根県人名鑑』, 山陰新報社, 1953, 139, 277頁.
- 22) 『履歴書』三代良信筆, 年不明, 三代信介家所蔵.
- 23) 『鳥根県職員録』鳥根県総務部人事課, 1951~1957, 鳥根県農業技術センター所蔵.
- 24) 鳥根県農業改良課生活改善係「一九五一年生活改善の回顧」(松江放送局編『みなさんの農事放送』1月号, 鳥根県放送文化普及委員会, 1952年1月, 20頁, 鳥根県農業技術センター所蔵).
- 25) 元鳥根県農業改良課生活改善係の山科敏子氏からの聞き取り(2008年4月10日).
- 26) 『県政のあゆみ 昭和二十八年』, 鳥根県広報文書課, 1953, 123頁.
- 27) 桐原正義「農村社会と生活改善」(『研習』昭和33年10月号, 鳥根県農事試験場, 1958, 6頁, 鳥根県農業技術センター所蔵).
- 28) 福岡久美野「生活改善の壁」(前掲『研習』昭和33年10月号, 9~10頁).
- 29) 同上, 9頁.
- 30) 前掲『普及事業の五十年』, 16頁.
- 31) 若槻礼次郎「鳥根県における普及活動の方法についての問題点とその背景(3)」(『研習』第3号, 鳥根県農林部農業改良課, 1960年6月, 4頁, 鳥根県農業技術センター所蔵).
- 32) 元鳥根県生改善普及員福岡久美野氏(2004年11月20日), 橋本マサヨ氏(2008年8月25日)からの聞き取り.
これに対し, 鳥取県では逆に生改善普及員は出身地以外の地区に派遣された. 思い切った活動をするために人的なしがらみ避けるためであった.
- 33) 原野千代子「生活改善と取り組んで20年」(『農家と共に20年』, 鳥根県, 1969, 58頁, 鳥根県立図書館所蔵).
- 34) 湯浅三枝子「栄養改善を目指して」(『生活改良普及員活動事例集 第一輯』, 農林省農業改良局, 1951, 105頁, 鳥根県農業技術センター所蔵).
- 35) 元鳥根県生改善普及員清水コユミ氏からの聞き取り(2004年11月17日).
- 36) 中間由紀子・伊藤康宏・内田和義「生活改善普及事業の導入と展開—後発鳥根県を事例に—」, 『鳥根大学生物資源科学部研究報告』第11号, 2006, 61頁.
- 37) 元あけぼのグループ(出雲市稗原町)の永見寿栄子氏からの聞き取り(2008年6月7日).
- 38) わかば会は「全国生活改善実績発表会」および「鳥根県農家生活改善発表会」で活動報告をしている.
- 39) 元わかば会のリーダー小川緑氏からの聞き取り(2008年7月14日).
- 40) 橋本マサヨ「松江市上竹矢わかば生活改善グループの紹介」(『研習』昭和32年3月号, 鳥根県農事試験場, 1957, 29頁, 鳥根県農業技術センター所蔵).
- 41) 「松江市婦人協議会発表原稿」小川緑筆, 1955, 小川緑家所蔵.
- 42) 「グループ員の手帖」小川緑, 年不明, 小川緑家所蔵.
- 43) 前掲, 橋本マサヨ氏からの聞き取り.
- 44) 前掲「松江市婦人協議会発表原稿」
- 45) 前掲, 橋本マサヨ氏からの聞き取り.
- 46) 前掲「松江市婦人協議会発表原稿」.